

千葉県サイクリング協会規約

第一章 名称及び事務所

第1条 (名称)

本会は、千葉県サイクリング協会と称する。

(英文名は、Chiba Cycling Association とし、略称 CCA とする)

第2条 (事務所)

本会は、事務所を千葉県館山市大神宮 1393 番地に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、サイクリングを中心としたスポーツ・レクリエーション活動の実践を通じその効用を地域社会に広く啓蒙及び普及を図るとともに、青少年の健全な育成及び中高年齢者の健康増進・体力の保持向上に寄与し、明るく豊かな住みやすい地域社会づくりへの貢献に資することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1、サイクリングの普及を図る事業
- 2、サイクリングに関する指導、研究会、講習会などの開催
- 3、サイクリングに関する調査、研究
- 4、(公財)日本サイクリング協会の受託事業
- 5、機関紙の発行、広報活動
- 6、その他目的を達成するために必要な事業

第三章 会員及び会費

第5条 (会員及び会費)

本会の事業目的に賛同し、所定の手続きにより会費を納める者を会員とする。

2、会費の額は理事会で定める。

3、会員が納入した会費は、いかなる理由があろうとも返金しない。

第6条 (会員資格の喪失)

会員は、次の理由によって会員資格を喪失する。

- 1、脱退、若しくは死亡したとき。
- 2、JCA 及び CCA の登録を抹消されたとき。
- 3、理事会の決議で除名されたとき。

第四章 会計、収支予算、決算

第7条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 (収入及び経費の支弁)

本会の経費は、会費、補助金、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

第9条（収支決算書）

会長（または理事長）は、毎会計年度の収支決算書を監事の会計監査を経て、理事会に報告し承認を得るものとする。

第10条（予算及び決算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長（または理事長）が編成し、理事会の決議を経て決定する。その変更の場合も同様とする。

第11条（会計帳簿）

会計帳簿は5年間保存するものとする。

第五章 役員、支部委員、専門委員会、事務局

第12条（役員の種別及び数）

本会に次の役員を置く。

- 1、理事 20名以内（内会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長3名以内、支部長5名）
- 2、監事 2名
- 3、名誉役員（名誉会長1名、名誉副会長2名、顧問・参与・相談役、各若干名）

第13条（役員を選出）

- 1、理事及び監事は、会長が理事会に諮問し、会長が任命する。
- 2、理事は、互選で会長、副会長、理事長、副理事長を定める。
- 3、名誉役員は、理事会の議決により会長が委嘱する。

第14条（役員職務権限）

- 1、会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3、理事長は、会長、副会長を補佐し、また理事会を代表して本会業務を統括する。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5、理事は、理事会を組織し本会の業務を議決し執行する。
- 6、監事は、本会の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。
- 7、名誉役員は、会長（または理事長）の諮問に応じ、または理事会に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、理事会の議決権は有しない。

第15条（役員任期）

- 1、本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 3、役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第16条（役員報酬）

役員は無報酬とする。ただし、職務を行うため必要とする経費を支給することが出来る。

第 17 条（支部委員）

本会は、県内を 5 支部（東部、西部、南部、北部、中部）に分け、各支部に若干名の支部委員を置く。

- 2、支部委員は、理事会で選出し会長（または理事長）が委嘱する。
- 3、支部長、副支部長は、支部委員の中から理事会で選出し会長（または理事長）が委嘱する。
- 4、支部委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5、支部委員は、会長（または理事長）の諮問を受け、本会の業務に関する事項について審議し、必要に応じて建議することが出来る。
- 6、支部委員は、担当支部のサイクリングコースの選定及び試走を行い、また当該行事執行を補佐する。
- 7、支部委員は、無報酬とする。ただし職務を行うため必要とする経費を支給することが出来る。

第 18 条（専門委員会）

本会の事業遂行上必要あるときは、専門委員、その他必要な専門委員会を置くことができる。

- 2、前項に関する必要事項は理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 19 条（役員、支部委員、専門委員の罷免）

役員、支部委員及び専門委員の行動に、本規約に違反あるいは本会の名誉を著しく毀損する行為が認められるときは、理事会の議決（ただし、理事現在数の 3 分の 2 以上の同意が必要）により、解任または、除名することが出来る。

第 20 条（事務局）

- 1、本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2、事務局に関する規則は、理事会の議決を経て、会長（または理事長）が定める。
- 3、会長（または理事長）は、事務局の業務について、必要と認めたときは、業務を補佐する者を任命することが出来る。

第六章 会議

第 21 条（理事会の招集）

理事会は会長（または理事長）が召集する。または、理事現在数の 2 分の 1 以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長（または理事長）は臨時理事会を招集しなければならない。

第 22 条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長（または理事長）が務める。

第 23 条（理事会の定足数及び評決数）

理事会の定足数は、理事現在数の 3 分の 2 以上とする。ただし、当該議事について予め書面で意思表示した者は出席者とみなす。

2、理事会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第 24 条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成し議長及び出席者代表 2 名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

第七章 規約の変更及び施行細則

第 25 条（規約の変更）

この規約は、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することが出来る。

第 26 条（施行細則）

この規約の施行細則については、理事会の議決を経て、会長（または理事長）が定める。

以上

「付則」

- 1、この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、平成 4 年 4 月 4 日改正の現千葉県サイクリング協会規約は、廃止する。
- 3、前項の規約の廃止の際における役員は、この規約第 13 条の規定により任命または互選されたものとみなす。ただし、その任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4、この規約に基づき最初に委嘱する支部委員の任期は、第 17 条第 3 項の規定に関わらず平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 5、平成 19 年 4 月 21 日一部改正。
- 6、平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
- 7、平成 30 年 7 月 1 日一部(第七章)改正。
- 8、平成 31 年 1 月 31 日一部改正(第七章第 27 条削除)。